

大学連携日本語パートナーズ派遣プログラム FAQ

1. 申請資格等について

Q1: “連携”とは、「大学と派遣先(受入)機関の間」を意味するのですか。それとも「大学と国際交流基金の間」を指すのですか。

A: 「大学と国際交流基金の間の連携」を意味しています。本プログラムに参加する日本国内の大学・大学院・短期大学を“連携大学等”と呼びます。

Q2: 申請できるのは4年制の大学に限られますか。

A: いいえ、短期大学及び大学院も申請可能です。

Q3: 日本語教育実習には単位の付与が必須ですか。

A: いいえ、必ずしも単位の付与を求めてはいません。ただし、単位が付与される日本語教育実習を優先します。

2. 派遣先(受入)機関について

Q1: 派遣先(受入)機関とは大学間の協定を既に結んでいる必要がありますか。

A: いいえ、締結済みである必要はありません。学生の派遣・受入について、協議に基づく双方の合意があれば結構です。
なお、合意に係る決められた形式はありません。大学間、学部間、学科間、教師間など、どのような合意に依拠しているかを示す文書等があれば結構です。
また、その文書等を提出して頂く必要はありません。

Q2: ASEANへの派遣を検討しているものの、派遣先(受入)機関の開拓が困難な場合、国際交流基金は斡旋してくれるのでしょうか。

A: 斡旋はできませんが、参考情報は提供可能です。参考情報等をご希望の場合はお問い合わせください。

3. 派遣時期・派遣期間等について

Q1: 派遣時期に制限はありますか。

A: 2019年度は、2019年4月1日以降の出発、かつ、原則として2020年3月31日までに帰国する期間での派遣としてください。
なお、受入先機関の学期等の都合により年度をまたいだ派遣をご希望の場合はお問い合わせください。

Q2: 夏休みを利用して派遣したいので、準備の時間を確保するために、申請の採否結果は2019年4月下旬よりも早く知らせて貰えないでしょうか。

A: 2019年2月中に内定のお知らせができるよう検討します。

Q3 2019年度の途中で、新たに別の派遣を実施可能になった場合、追加の案件として申請できますか。あるいは、2018年12月3日締切の申請には間に合わなかったのですが、その後、派遣を実施できる目処が立った場合、申請は可能ですか。

A: 追加の案件として採用を決定する可能性がありますので、お問合せください。

Q4: 派遣期間に上限はありますか。

A: 上記Q1の派遣対象期間内に含まれていれば、上限はありません。

Q5: 派遣期間に下限はありますか。

A: 厳密にはありませんが、概ね、少なくとも1週間を目安にしてください。

4. 派遣の規模・予算について

Q1: 派遣先(受入)機関の数に制限はありますか。

A: いいえ、制限はありません。複数の機関への派遣を申請可能です。

Q2: 派遣先(受入)機関あたり、申請可能な学生の数に制限はありますか。

A: いいえ、制限はありません。
なお、申請書に記載する学生の人数は、大学と派遣先(受入)機関との協議にもよりますが、申請時点で可能と思われる最大の人数で結構です。

Q3: グループでの派遣は可能ですか。可能な場合、人数に制限はありますか。

A: グループでの派遣は可能です。人数にも制限はありません。ただし、引率者(教職員等)がいても、引率者の費用は国際交流基金の支援対象ではありませんので、別途ご負担をお願いします。

Q4: 留学生(日本語の非母語話者)をインターンとして、母国あるいは他の国の大学へ派遣することは可能ですか。

A: 申請者である大学が、当該留学生は本プログラムを遂行するに十分な日本語力を有していると判断された場合は、国際交流基金はその判断を尊重し申請を受け付けます。

Q5: 同一の学生を複数回派遣できますか。

A: 次の条件を満たす場合に限り可能です。
・ 年度が異なる。
・ 大学の責任ある選考・判断において、成績、将来性、意欲、取り組み等の点で合理性・必要性が認められる。

Q6: 申請できる予算額に上限はありますか。

A: 申請の予算額(案件及び人数分の総額)自体に上限はありません。社会通念上、妥当と考えられる額であれば申請は受理しますが、審査の過程で査定する場合があります。なお、実際に国際交流基金が負担できる額は、支援対象としている①往復航空賃(空港諸費用を含む)、②住居費、③海外旅行傷害保険料について、それぞれ上限を定めます。各費目の負担可能な上限額は、採用決定通知(案件及び予算額のお知らせ)の後に大学と国際交流基金の間で取り交わす合意書に記載されます。

Q7: 派遣先(受入)機関によっては、受入に要する費用が発生する場合、この費用も国際交流基金に申請可能ですか。

A: いいえ、申請いただくことはできません。国際交流基金が負担可能な経費は、Q6にあります通り、「往復航空賃(空港諸費用を含む)・住居費・海外旅行傷害保険料」の3項目に限られます。それ以外の、派遣先(受入)機関が学生を受け入れるために発生する費用等は、大学側(大学/学生/あるいは双方/または派遣先(受入)機関)で分担する等の対応をお願いします。

5. その他

Q1 申請後に派遣先(受入)機関、人数、実施時期、期間等の変更は認められますか。

A: はい、理由を説明して頂ければ検討し、問題がなければ認めます。

Q2: 2020年度事業まで実施が予定されているとのことですが、2021年度以降も続きますか。

A: 現段階では、2021年度以降の本事業の継続の有無は未定です。なお、2020年度事業は、派遣対象期間や報告書(事業の実施及び経費の精算について)の提出期限等が2019年度までとは異なる予定です。詳細は決まり次第、国際交流基金のウェブサイトにて公開します。

<お問い合わせ窓口> 国際交流基金 アジアセンター 日本語事業第2チーム
Tel: 03-5369-6136 FAX: 03-5369-6036
e-mail: nihongo_intern@jpf.go.jp